

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置工事）				
地区名	一般国道 301号				
事業箇所	新城市庭野地内				
事業のあらまし	本路線は、静岡県から愛知県豊田市を結ぶ幹線道路であり、交通の要となっている。当該箇所は、沿線に住宅が並び、近くに小学校もあり、通学路として指定されている。こうした地域住民の歩行者動線になっているにもかかわらず、歩道が未整備であるため、児童が安全に通学通園できるよう、2.5m幅に拡幅し歩道整備をするものである。				
事業目標	【達成（主要）目標】 通学児童、園児を始めとする歩行者の安全確保 【副次目標】 -				
事業費	事業費		内訳		
	1.69億円		■工事費0.49億円、■用補費1.18億円、■その他0.02億円		
事業期間	採択年度	平成20年度	着工年度	平成20年度	完成年度 平成23年度
事業内容	歩道設置工事 L=900m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 歩道空間が整備され、通学児童、園児を始めとする歩行者の安全性が向上した。 【達成状況に対する評価】 事業完了後、付近単路において車両による死傷事故（H24～H26）が10件発生しているが、歩行者・自転車に関する交通事故は発生しておらず、歩道を整備したことにより、安全な歩行空間が確保された。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 - 【達成状況に対する評価】 -			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	主要目標が達成でき、今後の事後評価の必要は無い。				
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要は無い。				
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				